

景観計画区域内での届出対象行為（景観形成地域を除く）

行 為	左のうち届出を要しない行為 (景観法第16条第7項第11号に基づく条例第5条)	
建築物の新築、増築・改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 (景観法第16条第1項第1号)	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画区域内においては、高さ10m以下かつ延床面積200㎡以下のもの ・都市計画区域外においては、高さ13m以下かつ延床面積500㎡以下のもの ※2つ以上ある場合はその合計 ・専ら自己の居住の用に供する一戸建の住宅	
工 作 物 の 新 設 、 増 築 、 改 築 若 し く は 移 転 、 外 観 を 変 更 す る こ と と な る 修 繕 若 し く は 模 様 替 又 は 色 彩 の 変 更 (景 観 法 第 16 条 第 1 項 第 2 号)	垣(生け垣を除く)、さく、塀、擁壁等	高さ4m以下のもの
	煙突、排気塔等 鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱等 広告塔、広告板、電波塔、記念塔、物見塔、装飾塔等 高架水槽、冷却塔等 彫像、記念碑等 観覧車、飛行塔、メリーゴーラウンド、ウォーターシュート、コースター等 コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラント等 石油・ガス・液化石油ガス・穀物・飼料等を貯蔵し、又は処理する施設 汚水処理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設等 太陽光発電施設	高さ10m以下(都市計画区域外においては13m)かつ築造面積1,000㎡以下のもの 注1:工作物が建築物と一体となって設置される場合は、工作物の高さが5m以下、若しくは、地盤面から工作物の上端までの高さが10m(都市計画区域外においては13m)以下のもの
	自動車車庫の用に供する立体的施設	高さ10m(都市計画区域外においては13m)以下かつ築造面積500㎡以下のもの (注2:注1と同じ)
	電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路、空中線等 (これらの支持物を含む)	高さ20m以下のもの(支持物が建築物一体となって設置される場合は、支持物の高さが10m以下、若しくは、支持物の上端までの高さが20m以下のもの)
	橋、トンネル、堤防、ダム、砂防ダム、水門、防波堤、護岸、棧橋、落石防護柵、遮音壁、道路照明等	長さ20m以下で、かつ、高さが10m以下のもの
屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他物件の堆積 (景観法第16条第1項第4号に基づく条例第4条)	高さ4m以下かつ当該行為に係る部分の土地の面積が1,000㎡以下のもの	
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更 (景観法第16条第1項第4号に基づく条例第4条)	面積が10,000㎡(都市計画区域内は3,000㎡)以下のもの	
都市計画法第4条第12号に規定する開発行為その他政令で定める行為 (景観法第16条第1項第3号)	※ただし、法面又は擁壁の高さが4mを超え、かつ、長さが8mを超えるものは届出を要する。	
水面の埋立て又は干拓 (景観法第16条第1項第4号に基づく条例第4条)	面積が10,000㎡(都市計画区域内は3,000㎡)以下のもの ※ただし、法面又は擁壁の高さが4mを超え、かつ、長さが8mを超えるものは届出を要する。	

[届出対象除外行為]

次に掲げる行為については、適用除外とする。

1. 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
2. 地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等
3. 水面下における行為
4. 仮設の工作物の建設等
5. 通常の管理行為で景観法施行令第8条第4号ロ及びハに規定される行為
6. 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積で、次のいずれかに該当するもの
 - ア. 建築物の存する敷地内で行う行為であり、高さ1.5メートル以下のもの
 - イ. 漁港区域内の養殖用作業施設、荷さばき所、野積場内における堆積
 - ウ. 港湾法区域内の荷さばき地内、野積場、貯木場内における堆積
 - エ. 都市計画区域内の工業地域、工業専用地域の区域内における堆積
 - オ. 堆積の期間が90日以下のもの
7. 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
8. 国の機関又は地方公共団体が行う行為
 - ※届出対象となる規模の行為については、事前に通知・協議が必要
9. 次の法令に基づき規定された行為、又は、許可、認可、届出等を要する行為
 - ア. 文化財保護法、島根県文化財保護条例、出雲市文化財保護条例
 - イ. 都市計画法（地区計画等に定められた事項）
 - ※地区計画等に定められた景観形成基準が、景観計画に定められている景観形成基準と同一な場合に限る
 - ウ. 屋外広告物法
 - エ. 島根県立自然公園条例
 - オ. 島根県自然環境保全条例
10. 景観法に基づき規定された次の事項について、許可、認可等を受け、又は、その規定により行う行為
 - ア. 景観地区及び準景観地区
 - イ. 景観重要建造物
 - ウ. 景観重要公共施設
 - エ. 景観農業振興地域整備計画
 - オ. 自然公園法
11. 既着手行為（平成20年9月30日までに着手している行為。ただし、斐川地域については、平成26年6月30日までに着手している行為）